4 陳情第2号

4 陳 情 第 2 号	新宿区も管轄になっている東京都子供家庭総合センターの誤認保 護防止・職員能力向上に関する陳情
付託委員会	文教子ども家庭委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年2月2日受理、令和4年3月1日付託
陳情者	中央区————————————————————————————————————

(要旨)

新宿区に所在し、新宿区を管轄している東京都子供家庭総合センターの誤認保護の防止・職員能力向上について、東京都に要望してください。

(理由)

- 1 一時保護の判断を児童相談所だけでなく、他の機関(裁判所等)がその保護が妥当であるか調査・評価するシステムを作ってください。
 - (1) 子どもにカウンセリングを受けさせようと2021年11月29日に様々な相談口に私から提案して子どもに電話させたところ、その電話先に児童相談所が入っており、2021年12月8日に(おそらく)学校で一時保護されました。
 - 2021年12月24日には、千葉家庭裁判所木更津支部は、一時保護した児童相談所の対応が不適切だったとして、2021年12月24日、ネグレクトなどの虐待があったことを否定した事案がありました。児童相談所の虐待の判断が独自で、拡大解釈しているのではないかと思われます。
 - (2) 第一回面談 (2021年12月10日)、第二回面談 (2021年12月17日) においても、一時保護決定通知書を見せられただけで、それを裏付ける根拠も客観的な証拠も示されていません。
- 2 児童相談所の職員の専門性を向上してください。
 - (1) 児童相談所の担当者は専門性が無いため、子どもの言っていることを自己流に解釈しています。
 - (2) 東京都子供家庭総合センターの担当者は、エビデンス、家族統合プログラムなどの専門的な知識を全く有していません。
- 3 アセスメント保護を短くしてください。
 - (1) 2022年1月17日の4回目の面談でも、児童相談所の職員は「アセスメント」と言って、一時保護を継続し、それに対して説明をしません。

以下、東京都一時保護要領(令和2年3月31日 31福保子家第2261号 少子社会対策部長決定)から引用。

イ アセスメントのための一時保護のあり方

- ○アセスメントのための一時保護(以下「アセスメント保護」という。)は、 適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動診 断、児童の置かれている環境等についての社会診断、児童の心身の状況等に ついての心理・医学診断といった総合的なアセスメントを行う必要がある場 合に行い、既に措置中の児童の再判定が必要な場合を含む。
- ○アセスメント保護では、児童の状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。
- ○アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を児童や保護者に伝えることが望ましい。
- 4 一時保護されている子どもの最善の利益が図られるシステムを作ってください。
 - (1) 2021年12月9日以降、毎日児童相談所に電話をしていますが、児童相談所の職員が電話に出ないか居留守を使っています。公務員の勤務日数の14日間中5日間しか電話がつながらず、これでは子どもの最善の利益を図ることができません。
 - (2) 2021年12月9日以降、児童相談所の職員からの話では、子どもと面談しているのは $4\sim5$ 回のみです。一時保護は実に42日(2022年1月19日現在)経過しているのに、面談は $4\sim5$ 回しか行っておらず、子どもの最善の利益が図られていないことは明らかです。
- 5 一時保護所の第三者委員や被措置児童に係る権利擁護専門員等のような職員以外 の第三者が子どもの意見を聴き、支援を調整する仕組みを作ってください。 児童相談所の職員の言っていることが事実と反していたり、日付も間違っていたり

児重相談所の職員の言っていることが事実と反していたり、日付も間違っていたり することが多いです。

6 児童相談所の職員の違法行為を防止してください。

2021年12月17日に児童相談所の職員は口頭指導により母親を「強制的に」 面会制限に従わせていますので、当然違法になります。面会制限の法的根拠について は、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項に、次のように明記されています。

「(面会等の制限等)第十二条 児童虐待を受けた児童について」「一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、」「当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。一 当該児童との面会 二 当該児童との通信」

もっとも、当該条文は、「児童虐待を受けた児童」と「当該児童虐待を行った保護者」との間でのみ、面会制限を許容しています。したがって、児童虐待を行った疑いにとどまる保護者については、当該条文の要件を満たさないため、その意思に反して面会を制限できません。

7 東京都一時保護要領の通りに、一時保護されている子どもの学習権を保障する仕組 みを作ってください。

2021年12月9日以降、子どもは学校と塾に通えていません。2022年1月11日に子どもの学校から電話があり、児童相談所とのレターパックを通してのプリントのやりとりだけでは、子どもの学習を中学校が保障することができないと言われました。ノートパソコンを2021年12月23日に差し入れましたが、2022年

1月5日に返還されました。

以下、東京都一時保護要領から引用。

- ○福祉職と学習指導員が連携・協力し、児童の学力の向上に努めるとともに、少人数での学習指導やニーズの高い教科(理科や社会等)などの学習指導に関し、外部講師やICTの導入を検討する。
- 8 データサイエンスを活用し、児童相談所を運営してください。EBPM (エビデンスに基づく政策立案)をお願いします。

日本は、被害を受けた子どもたちがどのような人生を歩むのか、児童相談所が介入 したら、介入しない子どもに比べどのように効果があったのか、ほとんどデータがな いのです。

データサイエンスを使っている諸外国の研究でわかっていることは以下になります。(参考https://www.ncsc.org/___data/assets/pdf_file/0031/18985/alia-research-brief.pdf)

- (1) 保護者から分離して虐待を受けた子どもを養育すること自体が、虐待を受けた子どもに次の項目において、何の利益・向上も生み出さないことがわかっている。 認知・言語能力、学業成績、メンタルヘルスの各検査結果、行動の問題、自殺のリスク。
- (2) 保護者から子どもを分離することが子どもに与える被害 分離された子どもは、「見捨てられたという感情に圧倒される」。拒絶、無価値、 罪悪感、無力感など。

分離は、子どもの脳と体全体にストレスホルモンを増加し、次のようなことを引き起こす。睡眠障害、発達の遅れ、心臓病、高血圧、肥満、糖尿病、長寿の低下、IQの低下など、脳の永久的な脳内の構造的変化(うつ病、自殺未遂の増加、アルコール依存症やギャンブル依存症)。

(3) 虐待を受けた子どもで保護者から分離された子どもは、虐待を受けたが分離されず保護者と家庭で生活している子ども(社会福祉サービスが関与している)と比較して、次のような特徴が報告されている。

非行率が2倍から3倍高い、10代の出産率が高い、成人後の収入が低い、大人になってから刑事司法制度に関わる確率が2倍から3倍高い、学習障害や発達の遅れがある可能性が2倍、行動上の問題を抱えるようになることが6倍高くなる、大人になってから薬物依存・うつ病と不安障害などの精神病または双極性障害になる可能性が高くなる、大人になってからの検挙率が2倍から3倍高くなり暴力犯罪を起こす可能性が上がる、20歳から56歳までの間の死亡リスクが1.5倍以上高くなる。